

**令和8年度地域を支える農業者等確保総合事業
(新規就農者サポート組織の活動支援)の実施について(第1回募集)**

令和8年3月
福島県農業担い手課

1 事業の内容

地域を支える農業者等確保総合事業(新規就農者サポート組織の活動支援)実施要領(以下「要領」という。)に基づき実施します。

また、補助金の交付については、福島県農政推進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき実施します。

2 手続き

書類の提出先は、農林事務所農業振興普及部農業振興課です。また、農林事務所の所管を超える地域に及ぶ団体等(県域団体等)については、福島県農業担い手課となります。

(1) 事業の募集

ア 募集期間：令和8年4月1日(水)～4月22日(水)

イ 提出資料：以下の資料を提出願います。

- ・事業実施計画書(要領様式第1号)
- ・申請書(要領様式第2号)
- ・補助上限額確認書(様式要領第3号)
- ・事業実施主体の規約、事業計画書、直近の収支予算書及び決算書
- ・新規就農者向け住居の借上げ費、農地の賃借費に関する支援の場合は支援事業実施規定、支援する新規就農者の青年等就農計画の写し
- ・事業費内訳書(任意様式、予算科目ごとの経費の積算がわかるもの)
- ・見積書等、事業費の算定の根拠となる資料
- ・機械、備品購入の場合は、機械管理規定、リース事業計画書(参考様式)、並びに支援する新規就農者の青年等就農計画の写し
- ・その他、県の指示に基づき必要な書類

(2) 事業実施計画の承認

ア 計画承認時期：令和8年4月30日(木)以降

イ 手続き：2の(1)で提出のあった計画書ほかを審査の上、予算の範囲内で事業実施計画を承認します。

(3) 補助金の交付決定

ア 交付決定時期：計画承認時期以降(補助金交付申請後)

イ 手続き：2の(2)の事業実施計画の承認以降、要綱に基づく交付申請書及び関連書類を提出します。提出のあった交付申請書ほかを審査の上、予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。

(4) 事業の実施

事業実施期間：補助金の交付決定以降、承認された計画書の事業実施期間内

3 追加募集

2の(2)以降、予算の状況により追加募集を行います。

4 スケジュール

時 期	内 容
令和8年4月1日(水) ～4月22日(水)	事業募集期間
4月30日(木)以降	事業実施計画の承認
4月30日(木)以降	補助金の交付申請
4月30日(木)以降	補助金の交付決定(指令) 事業実施
4月30日(木)以降	追加募集(予算の状況により実施)

5 問い合わせ先(電話番号)

- 福島県農林事務所(農業振興普及部農業振興課)
 - 県北農林事務所 024-521-2604
 - 県中農林事務所 024-935-1307
 - 県南農林事務所 0248-23-1555
 - 会津農林事務所 0242-29-5302
 - 南会津農林事務所 0241-62-5253
 - 相双農林事務所 0244-26-1147
 - いわき農林事務所 0246-24-6160
- 福島県農業担い手課 024-521-7340